

川越市立中学校部活動指導員人材バンク運用要項

1 趣旨

この要項は、川越市立中学校部活動指導員人材バンク設置要綱に基づき、川越市立中学校部活動指導員の円滑な活用に向けた、必要事項を定めるものとする。

2 登録指導者

地域クラブ活動等指導者として川越市立中学校部活動人材バンクに登録する者（以下「登録指導者」という。）は、学校教育や生徒の心身の発育・発達などに応じた部活動の指導を行える者のうち、川越市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が適任と認めた者とする。

3 登録指導者の活用

川越市立中学校部活動指導員人材バンクは、登録指導者の活用を図るため、次のことを行う。

- (1) 登録指導者の活用について、インターネット等により周知徹底を図る。
- (2) 登録指導者が積極的に活用されるよう川越市校長会等へ働きかける。

4 登録指導者の情報

登録指導者及び指導種目等については、別表のとおりとする。

5 資格要件

登録指導者は、次の（１）から（４）を全て満たす者であることとする。

- (1) 20 歳以上で、部活動の意義や目的を理解し、学校教育や生徒の心身の発育・発達などに応じた部活動の指導を行うことができる者。
- (2) 地方公務員法第 16 条又は学校教育法第 9 条の欠格事項に該当しない者。
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他指導員として不適格と認められる事例がない者。
- (4) 任用時点で部活動指導員以外に営利企業等へ従事している場合、その勤務時間が 1 週間当たり 35 時間 45 分を超えない者。

6 登録期間

登録指導者の登録期間は、年度ごとを原則とするが、継続の意向確認により、登録期間を延長することも可とする。

7 登録の取消し

登録指導者として不適格と認められる行為があった者は、市教育委員会は、その登録を取り消すことができる。

8 登録指導者情報の照会

市教育委員会に登録指導者の情報を照会できる団体は次のとおりとする。

(1) 川越市校長会

附則

この要項は令和7年6月19日から施行する。